



令和 5 年度北海道の 取組等について

国の動向～GX実現に向けた基本方針の概要

- ・ 昨年末のGX実行会議において基本方針が取りまとめられ、2月に閣議決定。
- ・ 今後10年間で150兆円超の官民投資が見込まれる。北海道に関連すると予想される主な事例は次のとおり。

事例	10年間の国内投資額
⑩脱炭素目的のデジタル投資	12兆円～
⑮次世代ネットワーク	11兆円～
⑯再生可能エネルギー	20兆円～
⑳CCS	4兆円～



予想される北海道の動き
次世代半導体工場誘致(千歳)
2030年度を目指した海底直流送電ケーブルの整備
洋上風力発電推進
苫小牧エリアにおけるCCUS実施に向けた共同検討

※経済産業省HP「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定されました」参照
<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>

令和5年度北海道の取組等について



※令和5年度当初予算は骨格予算となるため、一部の事業を紹介

脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイル転換促進事業

ゼロカーボン北海道の意義やメリットを中小・小規模事業者の皆様に広く周知するセミナーを開催（14地域）。合わせて、4月に改正となる北海道地球温暖化防止対策条例の内容等の周知を行う。

省エネルギー促進総合支援事業

事業者等における省エネの取組を進めるため、普及啓発のためのセミナーの開催や事業者が行う設備導入に向けた取組を支援する。

きた住まいる推進事業

「北方型住宅」の普及推進や北方型住宅ゼロカーボンモデル団地の展開のほか、住宅の省エネルギー化等に係る調査研究や市町村等に対する技術的支援を実施。

豊かな森づくり推進事業

森林の有する多様な機能を発揮できる豊かな森林づくりを推進するため、森林所有者が計画的に実施する植林への支援を行う。

道の率先行動推進事業

道が行う事務・事業に際し自らが排出する温室効果ガスを削減するため、道有施設の照明のLED化改修等を行う。

令和5年度北海道の取組等について



※令和5年度当初予算は骨格予算となるため、一部の事業を紹介

中小企業総合振興資金に新たに融資枠を設定

- ・ゼロカーボン北海道の実現に向けた事業者の取組への支援として、道の中小企業総合振興資金に「ステップアップ貸付（ゼロカーボン）」を新設。
（融資金額：1億円以内、融資期間：10年以内（うち据置1年以内）、融資枠：20億円）
 - ・融資対象：次のいずれかに該当するもの
 - ①ゼロカーボン・チャレンジャーに登録したもの
 - ②北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者温室効果ガス削減等計画書」について、知事への提出を要する特定事業者であるもの
 - ③北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者排出量簡易報告書」について、知事への提出を行ったもの
- ※①は、北海道信用保証協会の「未来につなぐ地域社会応援保証」の対象となり、通常の保証料率から10%割引された保証料率となります。

- 昨年4月から「**ゼロカーボンチャレンジャー登録制度**」を開始
- 道が発注する公共工事における加点評価や金融機関での金利優遇などの**インセンティブ**により、道内事業者による温室効果ガス排出量削減の率先取組を促進

1. 「ゼロカーボンチャレンジャー登録制度」とは

- ・ 温室効果ガス排出量削減の率先取組や温室効果ガス排出量の算定・報告のほか、電気自動車の導入、再エネ由来電力の調達など14項目から取組を選択し、実践を宣誓した事業所を登録。
- ・ 令和5年3月1日現在、**建設業や製造業の事業者など603事業所**が宣誓・登録。

2. 登録のメリット

＜北海道グリーンビズ認定制度、さっぽろエコメンバー登録によるメリット＞

- ① シンボルマークの使用
- ② 道が発注する公共工事の総合評価方式による落札者決定の際に加点評価
(地域の守り手確保「環境対策の認定制度」の項目で0.5～0.25点の加点)
- ③ 金融機関での**私募債発行時の金利優遇** (北洋銀行、北海道銀行、北海道信金 等)

＜ゼロカーボンチャレンジャー登録によるメリット＞

- ④ 令和5・6年度の道発注公共工事の競争入札参加資格審査で加点評価
(「環境への取組」として加点)
- ⑤ 中小企業総合振興基金(ステップアップ貸付(ゼロカーボン)) (R5新設)の融資対象
- ⑥ 北海道信用保証協会の「未来につなぐ地域社会応援保証」の対象
(通常の保証料率から10%割引された保証料率)
- ⑦ 道のHPにおいて取組実績を紹介

※ さらなるインセンティブの追加も検討中



【宣誓項目】

- (1) 北海道地球温暖化対策推進計画で掲げる道の目標の達成に貢献する取組の
率先実施(必須)
- (2) 温室効果ガス排出量の算定と道への報告(必須)
- (3) テレワークやオンライン会議などICTの活用による事務所の省エネや通勤等
交通に伴うCO2排出の抑制
- (4) 工場・事業場における省エネ型生産機械等の導入
- (5) 設備のエネルギー使用を効率的に管理するエネルギーマネジメントシステム
の導入
- (6) トラック輸送の共同化など物流の効率化
- (7) 施設を新築・改築する際のZEB化
- (8) 電気自動車や燃料電池自動車の導入
- (9) 風力や太陽光など再生可能エネルギー由来電力の調達
- (10) バイオマスや地中熱などの再生可能エネルギーによる熱利用
- (11) 使い切りプラスチック製品の使用抑制、適正処分
- (12) 敷地内の緑化の取組
- (13) 植樹などの森林整備・保全活動
- (14) 従業員への環境教育や人材育成の実践

ゼロカーボン北海道ロゴマーク



- ゼロカーボン北海道のシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用し、**ゼロカーボン北海道の認知度を高める**ほか、その**実現に資する取組を推進**することが目的



〇〇〇（会社名など）は、
北海道内の温室効果ガス排出量を
2030年度までに **48%削減**
2050年までに **実質ゼロ** と
持続可能で元気な北海道づくりを進める
「ゼロカーボン北海道」を応援（に賛同）します

○使用の範囲

- ・ 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、ピンバッジ、名刺等
- ・ ゼロカーボン北海道の取組に賛同・応援する企業の商品または商品パッケージ
- ・ その他、普及啓発が期待できる媒体

- ゼロカーボン・チャレンジャー登録事業者が自身の環境活動において使用する場合（営利活動に使用する場合を除く）は、使用の申請が不要。

利用手続き（使用基準、仕様書、使用承認申請書）のURL

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/zcs/69554.html>